

I. 計画の目的

名古屋城の植栽に関する課題を抽出し、それらの課題解決に向けた方針を示して取り組むことにより、特別史跡名古屋城跡としての魅力を高め、その価値を将来にわたって確実に継承するための計画的な植栽管理を行うことを目的とする。

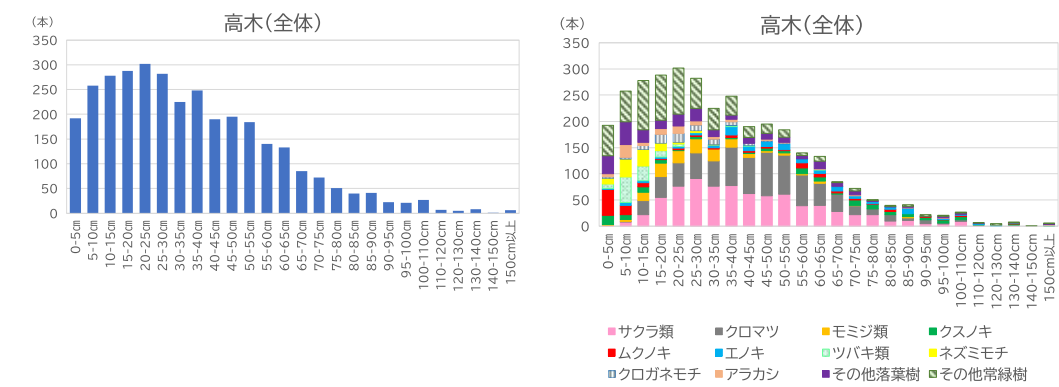
II. 植栽管理の理念

特別史跡に相応しい風致に維持・向上させ、
誰もが集いなくなる名古屋城を将来にわたって実現する

- ・特別史跡として、文化財の保護を念頭に置いた植栽管理を行う。
- ・名古屋市の代表的な観光施設として、来場者の安全性を確保した植栽管理を行う。
- ・名古屋域内外からの歴史的建造物等への見通しを考慮し、景観の維持向上を目指した植栽管理を行う。
- ・市民や来場者に親しまれている樹木により、名古屋城の活用を踏まえた植栽管理を行う。

III. 植栽の現状

種別	高木		中木		低木(玉物)		低木(寄植え)		低木(生垣)	
単位	(本)		(本)		(株)		(㎡)		(m)	
全体	3,301		1,185		988		4,108		2,292	
樹種別本数の多いもの:1～5 位										
1 位	サクラ類	783	キンモクセイ	232	ツツジ類	454	ツツジ類	1,287	ツバキ類	457.6
2 位	クロマツ	702	ツバキ類	154	サツキ	265	サツキ	687	カラタチ	359.4
3 位	モミジ類	158	サザンカ	102	ツゲ	105	タケ	600	キャラボク	347.5
4 位	クスノキ	137	ハマヒサカキ	84	サザンカ	29	アベリア	211	サザンカ	332.3
5 位	ムクノキ	134	ウメ	71	ツバキ類	15	アジサイ	139	ツゲ	140.6
6 位	エノキ	126	アセビ	36	ナワシログミ	10	ツゲ	113	混植	114.3
7 位	ツバキ類	108	アオキ	29	—	—	キャラボク	109	マサキ	97.3
8 位	ネズミモチ	96	ヒサカキ	25	—	—	ツバキ類	102	ツツジ類	73.7
9 位	クロガネモチ	89	サクラ類	21	—	—	アオキ	92	ウバメガシ	64.5
10 位	アラカシ	89	シュロ	21	—	—	ユキヤナギ	90	アオキ	63.2
その他 落葉樹	265		150		41		139		82.1	
その他 常緑樹	614		252		69		539		159.4	



高木の胸高直径階分布

注)
高木：樹木特性として高木に区分される種の樹高3m以上の個体
中木：樹木特性として高木に区分される種の樹高3m未満及び、樹木特性として中木に区分される樹木
低木：植栽の状況から、玉物、寄植え、生垣に区分

IV. 植栽及び植栽管理の課題

1. 現状の管理内容を踏まえた植栽の課題

(1) 高木伐採の実施

名古屋城の植栽のうち、高木は 3,301 本あり、サクラ類、クロマツがそれぞれ 700 本以上みられる。その多くは直径が大きく、高さも 15m 以上のものが多い等、老木化も進んでいることから、枯損木・半枯れ木となっている樹木の増加や枯れ枝が除去されないままになっている樹木の割合も多い。

文化財に近接している樹木のうち、将来的に文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木や来園者の安全性が懸念される樹木は数百本単位と非常に多くなっている。

また、高木の樹種構成ではサクラ類、クロマツに次いで、クスノキ、ムクノキ、ネズミモチ、クロガネモチ、アラカシ等の常緑樹が多いが、これらは近年実生木で増えていると考えられる樹種であり、このまま放置すると将来的に、名古屋城の樹種構成を大きく変え、特別史跡としての風致を損なう可能性が高い。

これら将来的に文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木や来園者の安全性が懸念される樹木、実生木で増えていると考えられる樹種等は計画的で着実な伐採・剪定が必要であり、樹木が年々成長することを考えると、年間数十本単位の伐採・剪定に向けた計画が必要と考えられる。

一方、現状の管理内容では高木の落枝等の剪定、伐採等が必要になった場合にその都度、申請手続き等を経て、主に単価契約で対応しており、その対応本数は多くても数本であり、計画的で着実な伐採・剪定に対応できる管理内容及び実施体制になっていない。

今後名古屋城の植栽管理の理念を実現するためには、高木の伐採・剪定の計画的な実施のための、管理体制、管理内容を設定することが必要である。

(2) 中木の管理手法の改善

名古屋城の植栽のうち、中木は 1,185 本あり、キンモクセイ、ツバキ類、サザンカ等が多くみられる。ツバキ類は 3m 以下の樹高のものが多いが、キンモクセイやサザンカ、ハマヒサカキ、ウメ等は 3m 以上と樹高の大きいものが多い。

これは現在の管理手法として、中木の剪定及び刈込が新芽成長分の剪定・刈込に限られ、結果として、中木の樹高が年々大きくなったものと想定される。

中木の樹種をみると、花木や添景のための植栽など風致を意識した植栽が多いと考えられるが、3m以上の高い植栽であると、花木や添景のための植栽が来園者の目に入りづらく、想定した風致形成の効果が低下することが懸念されることから、大きくなりすぎ中木は切り戻し等により、高さのコントロールを行う必要がある。

また、ウメは列植で植栽されており、その風景を楽しむべく植栽されているものと想定されるが、生育状況があまり良好ではなく、施肥や土壌改良などの検討も必要と考えられる。

現在の管理手法では、中木の施肥及び土壌改良は実施されていないため、必要に応じて、実施できる体制と管理内容を設定していく必要がある。

(3) 低木の植栽管理手法の改善

低木は玉物、寄植え、生垣の状態で管理されているが、全体的に 1～1.5mの高さのものが多く、これは子供の目線及び背丈を超えるため、特にトイレや売店等の周辺では、犯罪の発生等セキュリティの観点からも問題がある。また寄植えや生垣には、抜けや枯れが目立つ枯損木、半枯れ木も目立っている。

現在の管理状況から、低木の刈込が新芽成長分の刈込に限られ、結果として、低木の高さが年々大きくなったと考えられることから、計画的に低木の間引き剪定と切り戻し剪定を行い、サイズダウンを図る必要がある。現在抜けや枯れが目立つ低木については順次枯れ枝の剪定を行い、正常な枝葉の生育を促す、必要に応じて補植する等の対応を行う必要がある。また、低木には外来種も多いことから、外来種を在来種に入れ替えていく等の対応が必要である。

現在の管理手法では、施肥は二之丸のツツジだけに行われているが、抜けや枯れの目立つ低木植栽については全般的に、土壌改良の後、施肥を行うなどの対応も検討する必要がある。

2. 地区別の植栽管理の課題

名古屋城の植栽の管理内容の現状は、「外堀・石垣の除草管理」「御深井丸・本丸・西之丸の植物管理」「二之丸の植物管理」と3つに分けて実施している。

外堀については、「外堀・石垣の除草管理」とあるように、除草と生垣の刈込、清掃が日常的な管理の内容である。植栽の現状を見ると、外堀（空堀）の植栽構成はサクラがほとんどである。このサクラが老木化し、安全性が懸念される樹木の割合が高いという課題があり、安全性が懸念されるサクラ類等の計画的な伐採と補植といった対応が必要である。また外堀（水堀）は外来種の寄植えが多いことから、外来種を在来種に入れ替えていく等の対応が必要である。

御深井丸・本丸・西之丸については、除草、軽剪定、刈込、清掃が日常的な管理の内容である。しかし、この3地区は特に文化財を多く内包し、文化財に近接・傾倒している樹木の本数が多く、将来的に文化財への影響が懸念されることから、これら高木等の計画的な伐採が必要である。特に御深井丸地区は実生から成長したと考えられる樹木の本数が他地区に比べて圧倒的に多く、これら樹種の伐採の検討も必要である。

二之丸については、除草、芝刈、軽剪定、刈込、施肥、こも巻・撤去、清掃が日常的な管理の内容である。しかし、二之丸（北）地区の植栽の現状を見ると、安全性が懸念される樹木が最も多い地区であり、また、文化財に近接・傾倒している樹木の本数も多いという課題がある。また、二之丸（南）地区は外来種のトウネズミモチがみられることから、トウネズミモチの伐採は急務である。

このように、現在行われている日常管理とは別に、特に高木・中木を中心とした伐採・剪定の計画的な実施のための、管理体制、管理内容を設定し、計画的に実施していくことが必要である。

3. 継続的な植栽管理の課題

上記に記した通り、現在行われている日常管理とは別に、特に高木・中木を中心とした伐採・剪定の計画的な実施のための、管理体制、管理内容を設定し、計画的に実施したとしても、5～10年が経過すると、樹木は成長し、枯損木・半枯れ木等が発生し、現時点と同様の課題が発生すると考えられる。

この課題に対応するため、今後の管理体制、管理内容は、植栽を順次、継続的に伐採・剪定することを計画し、管理作業に組み込める内容とする必要がある。

4. 植栽管理体制の課題

現状の植栽管理の体制では、造園職員の不足や、短期間での配置換え等により、名古屋城の植栽を様々な観点から概括することが難しい。また、植栽の維持管理担当と整備担当の部署が分かれていることで起こる意思疎通の不足や日常管理の施工業者が年度ごとに替わることによる継続性の欠如等のため、樹木の成長を見据えながら柔軟かつ適切に対応することが難しい。これら植栽管理体制に基づく課題に対して、適切に対応可能な植栽管理体制を検討する必要がある。

V. 植栽管理の基本方針

1 名古屋城の植栽が抱える課題の解決に向けた植栽管理

現在の植栽管理では、定期的な高木の伐採や剪定は行われていない。中木や低木においては現在の植栽管理でも刈込や剪定を実施しているが、新芽成長分の処理に限られている。その結果、名古屋城全体の樹木は成長し過ぎており、生育状況が良好でない樹木も散見される。これらの樹木は、将来的に文化財に影響を及ぼす恐れや来場者の安全性を脅かす可能性があるため、植栽の現状から抽出される課題の解決に向けた植栽管理を行う。

2 各地区の特性を踏まえた植栽管理

名古屋城は、生育する樹木の本数が多く、全域の樹木を一度に対処することが困難であるため、植栽管理の実施範囲を区切り、場所ごとに植栽管理を行う。なお、名古屋城は、現存する文化財が見せる近世城郭の姿と、多くの来場者で賑わう現代の憩いの場が融合した空間であり、地区ごとに文化財の状況や現在の活用実態、植栽の状況が異なるため、植栽管理の実施範囲の区分は、保存活用計画で定められた地区区分を基準としつつも、必要に応じて複数の地区にまたがること、あるいは地区を細分化することを含めて、柔軟に判断する。

3 継続的な植栽管理

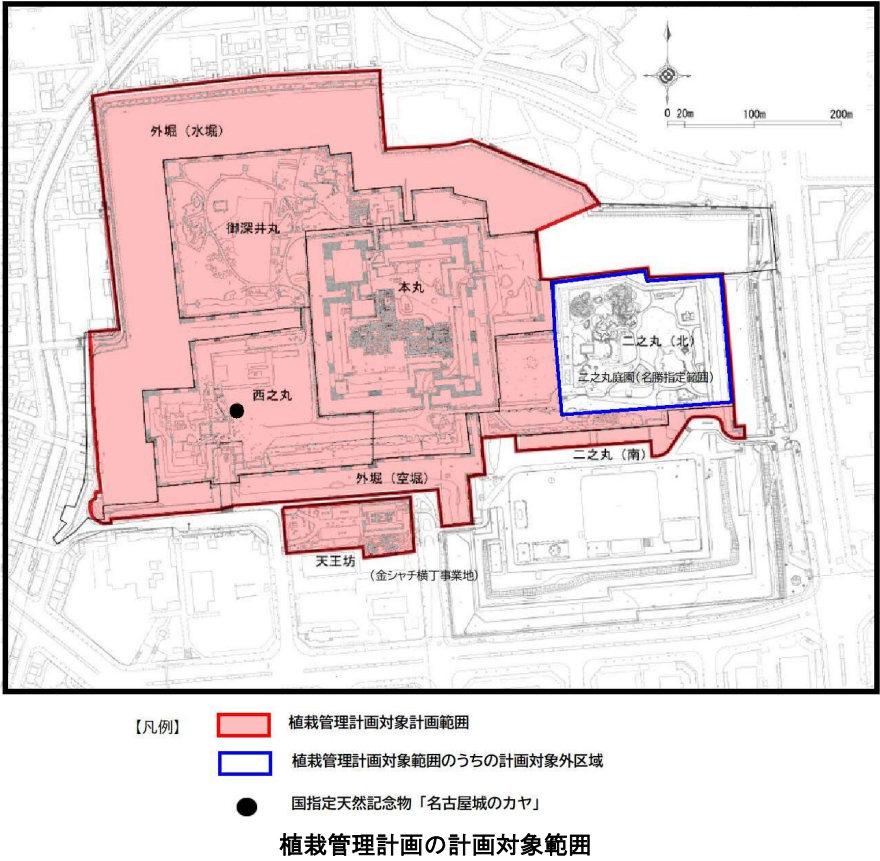
樹木は絶えず成長を続けるものであるため、反復的に整備を行いつつ、管理手法等を評価・改善しながら、樹木の成長に合わせた適切な管理を続ける必要があることを踏まえて、継続的な植栽管理を行う。

4 名古屋城での植栽管理に必要な知識と技術を有する植栽管理体制の構築

名古屋城の植栽管理では、文化財の保護や生物の生態等の様々な視点を踏まえた柔軟かつ適切な対応が必要であるため、名古屋城での植栽管理に必要な知識と技術を有する植栽管理体制を構築する。

VI. 植栽管理計画

1. 計画範囲



2. 共通事項

(1) 伐採・根系処理・剪定・補植の基本的な考え方

伐採		・ 樹木の生育場所や樹高等に応じて、適切な手法により伐採を行う。
根系処理		・ 文化財や地下遺構等を毀損する恐れがあるため、基本的に抜根は行わない。 ・ 伐採後、根の腐朽による空隙形成によって、石垣の安定性に影響が及ばないよう、空隙が形成された場合は礫や砂等を詰める等の処理を行う。 ・ 伐採後に発掘調査等で掘削を行う際は、同時に根を除去することも検討する。
剪定	高木 中木	・ 高木は15m以上、中木も3m以上の樹高のものが多くっており、大きな枯れ枝を有するものも少なくない。樹高が高く、剪定対象となる枝が高い位置にあることは日常的な手入れを困難にさせていることから、樹高を抑えつつ、不要な枝を減らして新芽や花等の生長を促す切り戻し剪定を基本とする。 ・ 一度剪定した後に、新しい枝が成長した段階で再度整姿を行う等、必要に応じて複数年かけて実施する。 ・ 剪定後は、数年に一度を目安に再度切り戻し剪定の実施を検討する。
	低木	・ 低木は全体的に1～1.5mの高さのものが多く、特にトイレや売店等の周囲では、防犯の観点から見通しを確保する必要があるため、樹高を抑えつつ、不要な枝を減らして新芽や花等の生長を促す切り戻し剪定を基本とする。 ・ 樹高を抑える必要がある低木は、実際に現場を歩いて死角になる場所を確認しながら抽出する。 ・ 低木の切り戻し剪定は、初めに混み合っている枝を間引いて全体の枝を半分に減らし、日当たりや風通しが改善されて萌芽した後に残りの古い枝を切り落とし、新しい枝が成長した段階で整姿する等の手順で、複数年かけて実施する。 ・ 低木の切り戻し剪定の後は刈込等の日常管理を継続するが、日常管理のみでは樹高が高くなっていくことが想定されるため、数年に一度を目安に切り戻し剪定の実施を検討する。
補植		・ 補植した樹木が文化財を毀損することがないように、文化財との離隔距離は十分に確保し、高盛土して植栽することや発掘調査で地下遺構等が存在しないと確認された場所に植栽すること等を検討する。

（２）文化財に近接・傾倒している樹木の管理の実施方針

文化財に近接・傾倒している樹木の中には、将来的に文化財に影響を及ぼす可能性がある樹木が含まれると考えられるため、文化財に影響を及ぼす可能性が高い樹木を現地で確認の上、順次伐採や剪定を行う。

石垣面に生育する実生木は、将来的に石垣を毀損する恐れがあるため、日常管理で積極的に除去する。

地下遺構を毀損する恐れがある樹木については、当該の地下遺構の発掘調査や整備等が行われる際に扱いを検討する。

（３）来場者への安全性が懸念される樹木の管理の実施方針

来場者への安全性が懸念される枯損木・半枯れ木は、必要に応じて樹木医の診断を受けた上で、順次伐採や剪定を行う。

低木の枯損木・半枯れ木は、枯損した場所から堀の直上等、危険な場所への来場者の入り込みを誘発する、景観を損ねている等の影響があることから、抜けや枯れが目立つ箇所は、生育不良の原因を把握した上で、枯れ枝の剪定や土壌改良、施肥等を行い、既存樹木の正常な枝葉の生育を促した上で、必要に応じて補植を検討する。

樹高が高くなり、大型化した低木は、防犯上の見通しを考慮し、樹高を子供の目線よりも低く抑えることを基本として切り戻し剪定を行う。

園路の不陸を生じさせている樹木については、園路の不陸整正を行う際に、根系の伸張制御（根切りや根系遮断、根系誘導等）の実施を検討する。

（４）外来種の管理の実施方針

外来種は伐採を基本とする。抜根については、文化財や地下遺構等を毀損する恐れがある場合は行わないこととする。また、外来種の寄植えや生垣を伐採する際は、必要に応じて在来種への入れ替えを検討する。

（５）実生で増加していると考えられる樹木の管理の実施方針

前回調査以降に増加した樹木は、実生により本数を増やしてきたものと考えられ、このまま放置すると、将来的に名古屋城の樹種構成を大きく変え、特別史跡としての風致を損なう可能性があることから、積極的に伐採を行う。

ただし、適切に育成することによって、危険な場所への来場者の入り込みを抑制する等の効果が期待できる場合や、補植が必要とされる場所に生育している場合は、文化財への影響や樹種等を確認した上で、伐採せずに育成することも検討する。

（６）市民に親しまれている樹木の管理の実施方針

市民に親しまれているウメ、サクラ類、ツバキ類、モミジ類のうち、「文化財への影響が懸念される樹木」や「安全性が懸念される樹木」に該当する樹木が確認されれば、順次伐採や剪定を行う。

ウメ、サクラ類、ツバキ類、モミジ類は、これらの四季の彩りが市民や来場者に親しまれる名古屋城の形成に寄与していることから、伐採や剪定を計画する際に、補植も併せて検討する。特に、名古屋城の特徴的な景観を形成するサクラ類の補植については、近世から植栽されていたクロマツとの景観の調和や樹勢を良好に保つことができる樹木間隔等を考慮して検討する。

補植を行う場合は、土壌改良や施肥についても併せて検討する。また、老木化している既存樹木でも樹勢回復が見込める場合は、適切な処置を行い、樹勢回復を促す。

（７）歴史的建造物等の風致を阻害する樹木の管理の実施方針

歴史的建造物等の風致を阻害する樹木は、文化財への影響が懸念される樹木や安全性が懸念される樹木等、早急な対応を要する樹木の伐採や剪定等を行った後に、改めて現地で景観を確認し、必要に応じて伐採や剪定等を検討する。

剪定を要する場合は、樹木の生育状況や将来的な樹形等を考慮して、適切な剪定手法を検討する。

（８）寄付樹木の管理の実施方針

名古屋城の樹木には、市民等からの寄付によって植えられた樹木が存在する。それらの樹木を伐採する場合、寄付者が把握できる樹木については、寄付者に連絡を取った後に伐採する。

（９）「生きている文化財 なごやの名木」に記載された樹木の管理の実施方針

名古屋市内の名木や巨木等を掲載した書籍「生きている文化財 なごやの名木」が昭和 59 年に名古屋市から出版されている。築城当時から存在していた可能性のある樹木等が記載されているため、この書籍に掲載された樹木が伐採を要する場合は、検討段階で有識者や樹木医等の見解を踏まえて、適切な対応を検討する。

（10）金城温古録の記録の活用方法

植栽における金城温古録の記録は、樹種名と生育場所の想定範囲に過ぎず、当時の個体は特定されていない。しかし、金城温古録に記載のある樹木は、近世の景観を偲ばせるものであることから、今後新植する場合は金城温古録に記載された樹種を参考に樹種を検討する。

（11）来場者への配慮

作業前	・市民や来場者の理解を得ることを目的に、大規模に伐採や剪定、植栽を行う場合は、それらの植栽管理作業を実施する理由を含めて、事前に周知する。
作業中	・来場者の安全性を確保するため、施工範囲を明示し、立ち入り禁止エリアを作って作業を行う。必要に応じて、警備員の配置を検討する。
作業後	・伐採や剪定で発生した枝等は、廃棄処分ではなく、木材に加工して城内で有効活用することや販売すること、記念品として市民に配布すること等を検討する。

３．地区別計画

（１）本丸地区の実施方針

- ・石垣や歴史的建造物等への影響が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・来場者への安全性が懸念される樹木は、来場者の通行量が多い箇所を優先して伐採や剪定を行う。
- ・トイレ周囲の低木は、防犯の観点から、樹高を子供の目線より低く抑えて維持管理を行う。
- ・外来種を伐採する。
- ・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
- ・東南隅櫓や西南隅櫓から天守閣への見通し、天守閣から東南隅櫓や西南隅櫓への見通しを考慮した植栽管理を行う。

（２）二之丸（北）地区の実施方針の実施方針

- ・石垣への影響が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・来場者への安全性が懸念される樹木は、来場者の通行量が多い、東門から本丸表二之門に向かう園路沿いや二之丸広場を優先して伐採や剪定を行う。
- ・二之丸広場のカイズカイ ブキは、東門からの来場者や二之丸広場の利用者が多く通行することを考慮し、防犯の観点から、1 本おきに伐採あるいは、全ての樹高を半分に抑える等の管理を行う。
- ・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
- ・地区内から天守閣や東南隅櫓等への見通しを考慮した植栽管理を行う。

（３）二之丸（南）地区の実施方針

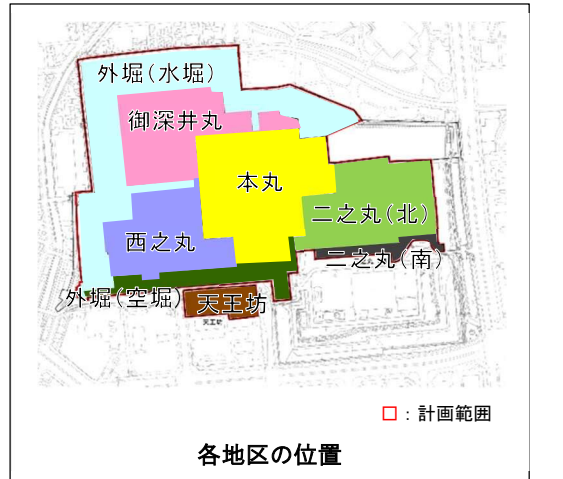
二之丸（南）地区では、外来種の伐採のみを実施し、その他の樹木については、愛知県体育館移転後の跡地利用計画に合わせて植栽管理を行う。

（４）西之丸地区の実施方針

- ・石垣や歴史的建造物等への影響が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・来場者への安全性が懸念される樹木は、来場者の通行量が多い箇所を優先して伐採や剪定を行う。特に、南側の石垣上のサクラの通り抜けでは、来場者が樹木の下を通行するため、優先して対応する。
- ・外来種を伐採する。
- ・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
- ・南側の石垣上の老木化したサクラは、城外からの景観や樹勢を良好に保つことができる樹木間隔等を考慮して、計画的な更新を行う。
- ・地区内から天守閣や西南隅櫓、正門等への見通しを考慮した植栽管理を行う。

（５）御深井丸地区の実施方針

- ・石垣や歴史的建造物等への影響が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・来場者への安全性が懸念される樹木は、来場者が通行する園路付近を優先して伐採や剪定を行う。
- ・外来種を伐採する。
- ・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
- ・地区内から天守閣や西北隅櫓、乃木倉庫への見通し、水堀沿いの歩道から天守閣や西北隅櫓への見通しを考慮した植栽管理を行う。
- ・今後、舟運事業が予定されていることから、石垣上の樹木は、水堀からの景観も考慮して植栽管理を行う。



(6) 外堀（空堀）地区の実施方針

- ・石垣への影響が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・来場者への安全性が懸念される樹木は、通行量が多い空堀南側の歩道沿いを優先して伐採や剪定を行う。
- ・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
- ・老木化したサクラは、城跡の存在を感じられる石垣や堀への景観や、樹勢を良好に保つことができる樹木間隔等を考慮して、計画的な更新を行う。
- ・地区内から天守閣や石垣、堀への見通しを考慮した植栽管理を行う。

(7) 外堀（水堀）地区の実施方針

- ・石垣への影響が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・来場者への安全性が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
- ・水堀沿いの歩道のアペリアの生垣は、外来種として計画的に伐採し、在来種への入れ替えを検討する。
- ・水堀沿いの歩道から天守閣や西北隅櫓への見通しを考慮し、御深井丸地区の植栽管理を行う。

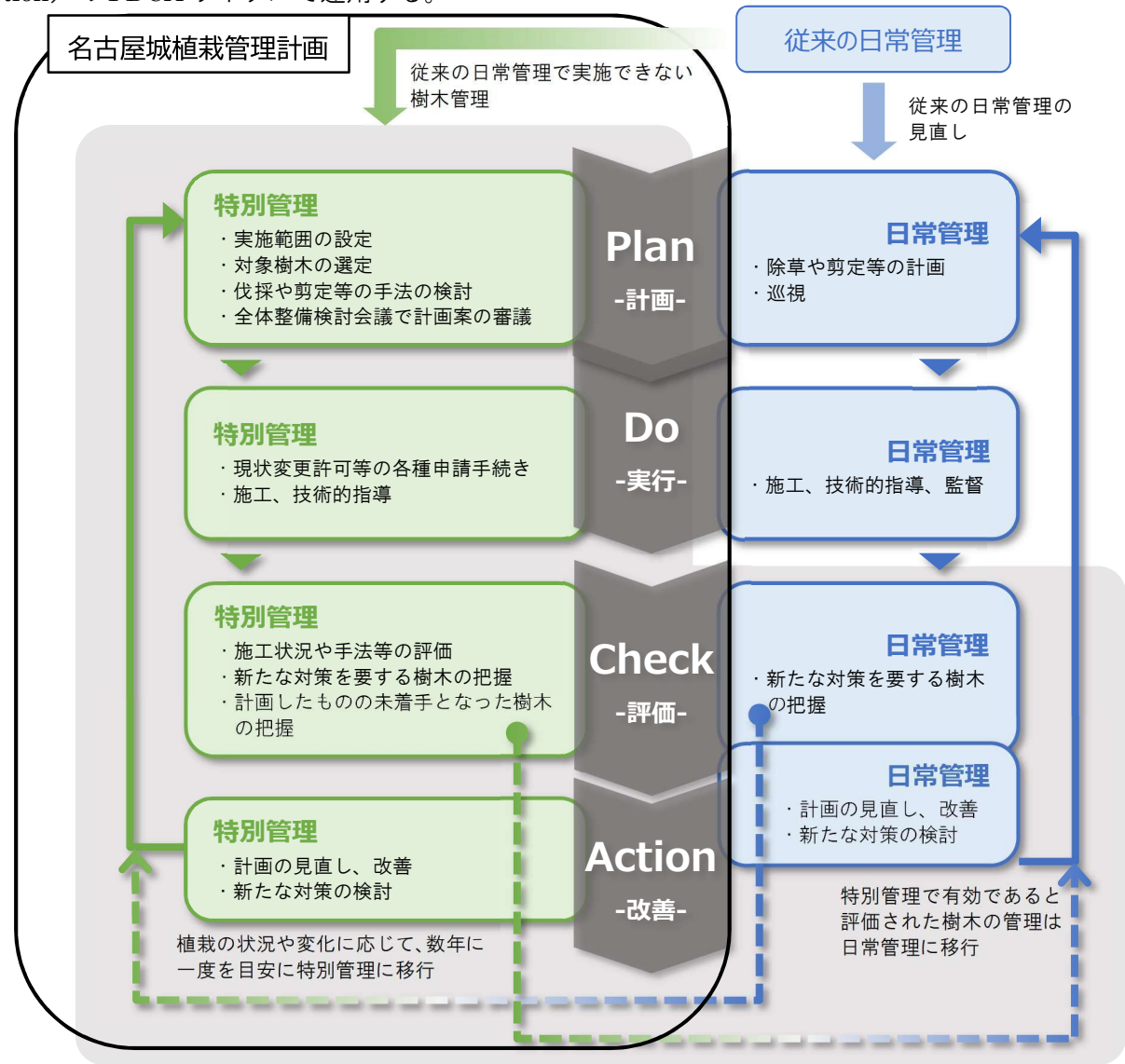
(8) 天王坊地区の実施方針

天王坊地区では、令和 8 年度に芝居小屋風の休憩所が建設される予定であり、計画対象範囲の南側の隣接地では、金シャチ横丁（義直ゾーン）を拡張し、博物館ゾーンとして整備する計画があるため、これらの計画に合わせて植栽管理を行う。

VII. 樹木管理の進め方と体制

1. 植栽管理の進め方

継続的な植栽管理を実施するため、名古屋城の植栽管理は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルで運用する。

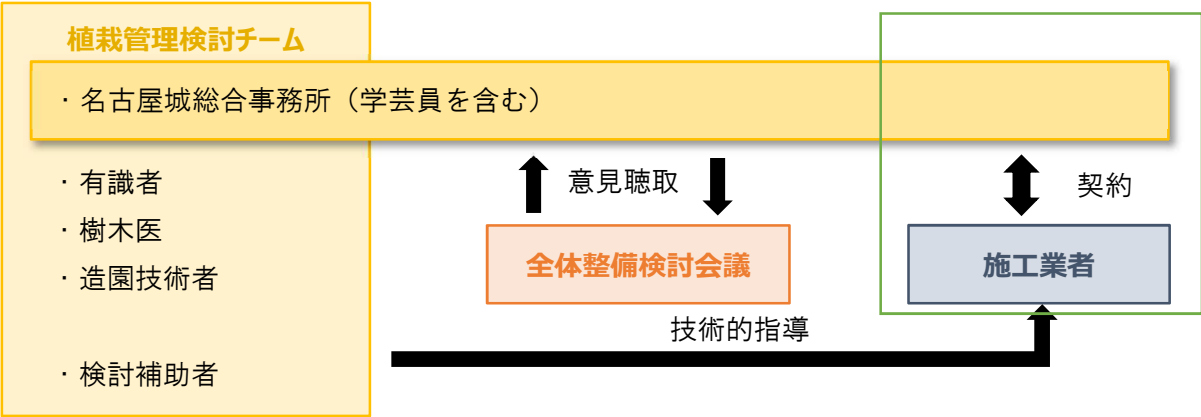


【凡例】 : 新たな植栽管理体制（植栽管理検討チーム）による植栽管理

区分	現状変更 手続き	植栽管理内容
日常管理	不要	・除草、清掃 ・低木刈込、剪定 ・中木刈込、剪定 ・高木の枝剪定（通常の維持管理の範疇に含まれるもの） ・巡視 等
	要	・来場者の安全性等の観点から、緊急性を要する樹木の伐採 ・枯死木の伐採
特別管理	不要	・大型化した低木の刈込、剪定
	要	・文化財への影響が懸念される樹木 ・安全性が懸念される樹木 ・外来種 ・実生で増加していると考えられる樹木 ・市民に親しまれている樹木 ・歴史的建造物等への見通しを阻害する樹木 等の伐採・剪定・植栽

2. 植栽管理の体制

植栽管理を進めるにあたり、名古屋城総合事務所（学芸員を含む）、有識者、樹木医、造園技術者、検討補助者で構成される「植栽管理検討チーム」を配置する。本計画に基づき、植栽管理検討チームが特別管理の対象樹木の選定、伐採や剪定等の手法の検討、施工状況の評価等を行う。



3. 特別管理の実施スケジュール

計画対象範囲を 5 つに区分し、1 つの実施範囲における特別管理が 3 段階（PDCA サイクルを 3 巡繰り返すこと）で完了すると想定した場合、計画対象範囲全体の特別管理は、下の図のような流れで進む。

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階	第 5 段階	第 6 段階	第 7 段階
実施範囲 A	A ₁	A ₂	A ₃				
実施範囲 B		B ₁	B ₂	B ₃			
実施範囲 C			C ₁	C ₂	C ₃		
実施範囲 D				D ₁	D ₂	D ₃	
実施範囲 E					E ₁	E ₂	E ₃

※実施範囲 A～E の想定

実施範囲 A：御深井丸西部地区
実施範囲 D：西之丸地区

実施範囲 B：御深井丸茶席群地区

実施範囲 E：実施範囲 A～D 以外の計画対象範囲

実施範囲 C：本丸地区